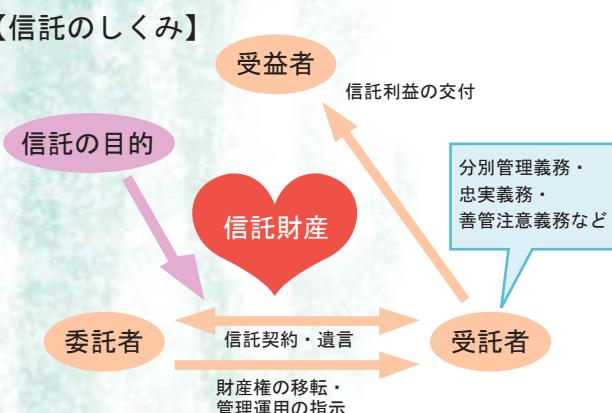


改正信託業法が施行されました

平成十六年十二月三日に公布された「信託業法」が同年十二月三十日から施行されました。「これにより、受託可能財産の制限が撤廃され、特許権や著作権などの知的財産権についても受託することが可能となりました。また、これまで金融機関に限定されていた信託業の扱い手が拡大され、金融機関以外の方も信託業に参入することが可能となりました。さらに、信託契約代理店制度や信託受益権販売業者制度が設けられ、信託サービスの利用者の窓口が広がることになりました。

信託とは

信託とは、「自分(委託者)の信頼できる人(受託者)に財産権を引き渡し、一定の目的(信託の目的)に従い、ある人(受益者)のために、その財産(信託財産)の管理や運用等を委託する制度です。(図で示すと左のようになります。)



受託可能財産の範囲の拡大

旧信託業法では受託可能財産が金銭、有価証券、金銭債権等に限定されていましたので、特許権等の知的財産権などを信託することはできませんでした。

近年、特に知的財産権等を信託することへのニーズが高まってきたことを受け、今回の法改正において、受託可能財産の範囲の限定を撤廃しましたので、改正信託業法においては、信託法第一条で定める「財産権」一般について信託することが可能となります。

信託業の扱い手の拡大(参入基準等)

信託は、受託者に対する「信認」を背景に財産権等の所有権を受託者に移転するスキームで信託を業とする者については、受益者保護の観点から、一定の参入基準を満たすものでなければなりません。

信託会社として行おうとする管理処分行為の態様は多様であることを考慮し、信託会社が行う信託業の機能及び業務内容に応じて、信託財産の運用を行う「運用型信託会社」と、管理型信託会社」とに区分し、参入基準を区分しています。

運用型信託会社

受託者が自らの裁量で信託財産の形を変えたり、運用や処分を行います(免許制)。

「管理型信託会社」
受託者が自らの裁量で信託財産の形を変えたり処分したりせず、その財産の通常の用法に従って保存・維持・利用のみを行つか、又は委託者等の指図に従つてのみ処分を行う信託会社登録制。定期的に登録拒否要件に該当するか否かチェックして健全な業者を排除することができるよう三年毎の更新制としています。

信託サービスの利用者の窓口の拡大

①信託契約代理業

「信託契約の締結の代理(信託会社又は外国信託会社を代理する場合に限ります)」又は媒介を行う業」と定義され、内閣総理大臣の登録を受けて営むことができます。なお、信託契約代理店は、所属信託会社又は所属信託兼営金融機関のために信託契約代理業を営むこととされています。

②信託受益権販売業

「信託の受益権(証券取引法第二条第一項に規定する有価証券に表示される権利及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利を除きます)」

「信託の受益権(証券取引法第二条第一項に規定する有価証券に表示される権利及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利を除きます)」

□グループ企業内の信託業
グループ企業内で行われる信託業(委託者、受託者及び受益者が同一の会社集團に属していることが必要です。)については、その信託の受託者が内閣総理大臣の登録(三年ごとの更新制)を受けて営むことができます。

□承認TLO(技術移転機関)
「大学等技術移転促進法」に基づき主務

問合せ先

沖縄総合事務局財務部金融監督課

☎ 098(862) 1944

●詳しくは金融庁ホームページもご覧下さい(<http://www.fsa.go.jp/>)。

大臣の承認を受けた技術移転機関(承認TLO)については、内閣総理大臣の登録を受けることにより、免許を受けることなく信託業を営むことができます。
なお、承認TLOの登録拒否要件は、管理型信託業の登録拒否要件に準じますが、組織形態を株式会社に限定しないなど、管理型信託業の登録拒否要件の一部が緩和されています。